

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年1月22日

【会社名】 ソフトバンク株式会社

【英訳名】 SoftBank Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目7番1号
(2021年1月1日から本店所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03-6889-2000 (代表)

【事務連絡者氏名】 人事本部 本部長 兼 総務本部 本部長 長崎 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目7番1号

【電話番号】 03-6889-2000 (代表)

【事務連絡者氏名】 人事本部 本部長 兼 総務本部 本部長 長崎 健一

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 0円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 141,409,276,200円

(注) 1. 本募集は、2020年12月21日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とする。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年12月21日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2021年1月22日に「発行数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」が確定したため、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（2021年1月新株予約権）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(2021年1月新株予約権)】

(訂正前)

(1)【募集の条件】

発行数	1,055,587個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
	<省略>

<中略>

(注)4. 本新株予約権の募集は、当社または当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社または当社子会社の取締役、執行役員、従業員	23,291名	1,055,587個

(訂正後)

(1)【募集の条件】

発行数	1,035,207個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)
	<省略>

<中略>

(注)4. 本新株予約権の募集は、当社または当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員、従業員	19,577名	944,963個
当社子会社取締役	27名	19,650個
当社子会社執行役員、従業員	2,582名	70,594個

(訂正前)

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は105,558,700株が当初の上限となる。)</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれによって調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
	<省略>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>139,390,263,350円</p> <p>(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p> <p>なお、上記金額は、2020年12月21日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。</p>
	<省略>

(訂正後)

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は103,520,700株が当初の上限となる。)</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれによって調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
	<省略>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>141,409,276,200円</p> <p>(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
	<省略>

2 【新規発行による手取金の使途】

(訂正前)

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
139,390,263,350	5,500,000	139,384,763,350

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。なお、上記金額は、2020年12月21日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。

(訂正後)

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
141,409,276,200	5,500,000	141,403,776,200

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。